

掛川市物品購入等契約の指名停止実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物品購入等の適正な執行を確保するため、掛川市競争入札参加資格規程（平成17年4月1日決定）に基づく資格を有する者（以下「有資格業者」という。）が法令に違反し、又は物品購入等に係る業務に関して不正な行為をした場合における指名停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「物品購入等」とは、市が発注する物品の製造の請負（修繕を含む。）又は買入れ若しくは売払いをいう。

(指名停止)

第3条 市長は、別表の左欄各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その情状に応じて同表の右欄各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき指名停止を行ったときは、物品購入等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名しないものとする。この場合において、当該指名停止に係る有資格業者が現に指名されているときは、当該指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が1の事案により別表の左欄に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する指名停止の期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表の右欄に掲げる指名停止の期間の短期の2倍（先の指名停止の期間が1月に満たない場合にあつては、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表の左欄各号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間に、同表の左欄各号に掲げる措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表の左欄第1号から第3号まで又は第4号から第7号までに掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表の左欄第1号から第3号まで又は第4号から第7号までに掲げる措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、第3条第1項の規定により指名停止を行う際、情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、指名停止の期間を別表及び前2項に規定する指名停止の期間の短期の2分の1まで

短縮することができる。

- 4 市長は、第3条第1項の規定により指名停止を行う際、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、指名停止の期間を別表及び第1項に規定する指名停止の期間の長期の2倍まで延長することができる。ただし、その期間は、2年を超えてはならない。
- 5 市長は、指名停止の期間内にある有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は悪質な事由が明らかとなったときは、別表及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間内にある有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 市長は、第3条第1項の規定により指名停止を行う際、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の違反等の不正行為により、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合において、当該関与行為に関し、別表第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (2) 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、当該職員の容疑に関し、別表第6号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(報告)

第6条 総務部管財課長(以下「管財課長」という。)は、物品購入等の業務について、別表の左欄各号に掲げる措置要件に該当する事実があると認めるとき、又はその疑いがあると認めるときは、速やかに事件等発生報告書(様式第1号)を掛川市指名競争入札者選定等委員会委員長(以下「委員長」という。)に提出しなければならない。

- 2 管財課長は、物品購入等の業務以外の業務について別表左欄に掲げる措置要件に該当する事実があると認めるとき、又はその疑いがあると認めるときは、速やかに事件等発生報告書を委員長に提出しなければならない。

3 管財課長は、物品購入等の業務又は物品購入等の業務以外の業務について、第4条第5項の規定により指名停止期間を変更することが適当と認めるとき、又は同条第6項の規定により指名停止を解除することが適当と認めるときは、速やかに指名停止期間変更（指名停止解除）事由発生報告書（様式第2号）を委員長に提出しなければならない。

（審査）

第7条 委員長は、前条の規定による報告書を受領したときは、直ちにこれを審査し、その結果を市長に報告しなければならない。

（指名停止等の通知）

第8条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく指名停止通知書（様式第3号）、指名停止期間変更通知書（様式第4号）又は指名停止解除通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により通知をする場合において、当該指名停止の事由が物品購入等の業務に関するものであるときは、必要に応じて、当該有資格業者から改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第9条 指名停止の期間内にある有資格業者は、物品購入等の業務に係る随意契約の相手方となることができない。ただし、やむを得ない理由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第10条 市長は、有資格業者に関し、別表に掲げる措置要件のいずれかに類する事由が生じた場合において、指名停止を行わないときは、必要に応じて当該有資格業者に対し、書面又は口頭により、警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	措 置 要 件	期 間
贈賄	<p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が、本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時物品購入等に係る契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人で、イに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p>
	<p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が、静岡県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
	<p>3 次のア、イ又はウに掲げる者が、静岡県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>1か月以上2か月以内</p>
独占禁止法違反行為	<p>4 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、物品購入等に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上9か月以内</p>
	<p>5 市物品購入等の業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、物品購入等に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から4か月以上24か月以内</p>
競売入札妨害又は談合	<p>6 次のア又はイに掲げる者が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上12か月以内</p>

	<p>7 次のア又はイに掲げる者が、市物品購入等の業務に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>6か月以上24か月以内</p> <p>4か月以上24か月以内</p>
虚偽記載	<p>8 物品購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>
過失による粗雑履行	<p>9 物品購入等の業務に当たり、過失により業務を粗雑に履行したと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>
契約違反	<p>10 前号に掲げる場合のほか、物品購入等の業務に関し、契約に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p>
不正又は不誠実な行為	<p>11 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、物品購入等に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
その他	<p>12 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは罰金刑（刑法に規定する罪名に係るものに限る。）を宣告され、物品購入等に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>

